

I . 事業実施結果

1. 本事業について

(1) 背景・目的

有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度施行を機に急速に増加をはじめ、平成29年には約13,000か所まで拡大、さらに年間約1000か所のペースで新規の届出が続いている。施設の増加に伴い事業は多様化してきており、これに対し地方自治体が果たすべき行政指導上の役割も増大している。

そこで本事業では、都道府県等における有料老人ホーム等の実態を把握するとともに、指導監督における課題を整理することにより、入居者の保護を図りつつ、有料老人ホームの特徴を生かした運営を可能にするために必要な指導監督のあり方を検討することとした。

(2) 事業概要

①アンケート調査の実施

各自治体（都道府県、指定都市、中核市、をいう）に対し調査を実施し、老人福祉法、及び「有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づく指導監督業務における課題を洗い出した。また、当該調査に併せて、各自治体の設置運営指導指針を収集、比較表を作成し、さらに指導監督スキームを収集した。

②ブロック別ヒアリングの実施

全国を5ブロックに分け、各自治体との意見交換を行い、指導監督上の課題等を把握した。

③「指導監督の手引き」の作成

老人福祉法への対応を含め、地方自治体が有料老人ホーム等に対する指導監督の一助として活用できるよう、「有料老人ホーム指導監督の手引き」を作成した。

④地方自治体向けセミナーの開催

本事業で作成した「有料老人ホーム指導監督の手引き」を地方自治体に啓発するため、東京都内で集合研修を1回開催した。

⑤委員会の設置

上記事業を実施するため、地方自治体の指導監督担当で構成する委員会を、7回開催した。

■委員会名簿

有料老人ホーム指導監督調査研究委員会

○委員

(敬称略・氏名五十音順)

役職名は平成31年3月31日時点

	氏名	所属
委員長	町田 昭隆	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 課長代理
委員	神原 雄一	名古屋市健康福祉局介護保険課指導係 主事
〃	古賀 晃	大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課施設指導グループ 課長補佐
〃	佐藤 亮佑	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課施設指導係
〃	安松 重信	福岡市保健福祉局高齢社会部介護保険課 施設指導係長

○オブザーバー

氏名	所属
上野 翔平	厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐
山崎 尚	国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐
明地 美穂	厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

○事務局

氏名	所属
松本 光紀	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事業推進部長
福澤 真美	公益社団法人全国有料老人ホーム協会事業推進部 係長

■委員会開催経過

	開催日	
第1回	H30.9.27(木)	1) 委員長選任の件 2) 事業内容の件 3) 自治体アンケート調査票(案)の件
第2回	H30.10.26(金)	1) 自治体アンケート調査結果(中間集計)の件 2) 「有料老人ホーム指導監督担当者意見交換会」実施案の件
第3回	H30.11.26(月)	1) 自治体アンケート調査結果(中間集計)の件 ② 2) 「有料老人ホーム等指導監督担当者意見交換会」開催の件
第4回	H30.12.17(月)	1) 自治体アンケート調査結果の件 2) 「有料老人ホーム等指導監督担当者意見交換会」実施結果の件 3) 「有料老人ホーム指導監督参考モデル」策定の件
第5回	H31.1.18(金)	1) 「有料老人ホーム指導監督参考モデル」案について① 2) 指導監督参考モデル周知セミナー(仮)開催について
第6回	H31.2.15(金)	1) 「有料老人ホーム指導監督の手引き」案について②
第7回	H31.3.4(月)	1) 事業報告書のとりまとめについて 2) 「有料老人ホーム指導監督の手引き」のとりまとめについて

問5 開催1回あたりの対象事業者数（あてはまるものすべてに○）
事業者の【 全数 ・ 半数 ・ その他（ ） 】
問6 どのようなテーマで実施していますか。
（例：設置運営指導指針の運用方法、高齢者虐待、など）
問7 集団指導に参加しない事業者へ、どのように対応していますか。
（例：資料を送付する、立入検査の対象とする、など）

（問2で「2. いいえ」とご回答された方にお聞きします。）

問8 集団指導を実施する上で、どのような課題がありますか。

3. 施設への立入検査について教えてください。

問9 過去3年以内に老人福祉法上の立入検査を実施したことがありますか。	1. はい 2. いいえ
問10 立入検査の対象施設を選定する考え方はどのようなものですか。	
（例：入居者からの通報、事故報告、など）	

（問9で「1. はい」とご回答された方にお聞きします。）

問11 立入検査を定期的実施していますか。	1. はい【 】年に1回 2. いいえ
-----------------------	--------------------------

4. 指導監督における取り組みについて教えてください。

問12 指導監督業務の補完として、事業者が「自主点検表」を作成するよう取り組んでいますか。	1. はい 2. いいえ
（問12で「1. はい」とご回答された方にお聞きします。）	
問13 自主点検表の作成を義務付けていますか。	1. はい 2. いいえ
問14 事業者に報告義務を課していますか。	1. はい 2. いいえ
問15 自主点検表を指導監督上でどのように活用していますか。	
（例：指導上必要な項目をチェックし業務を効率化している、など）	
問16 指導監督業務の補完として、「サービス第三者評価制	1. はい 2. いいえ

度」を利用していますか。	
--------------	--

(問 16 で「1. はい」とご回答された方にお聞きします。)

問 17 実施について指導指針に規定していますか。	1. はい 2. いいえ
---------------------------	--------------

問 18 サービス第三者評価を指導監督上でどのように活用していますか。

(例：指導上必要な項目をチェックし業務を効率化している、など)

問 19 サービス第三者評価の受審を推進するために、事業者に対し指導監督上のメリットやインセンティブになるような取り扱いがあればご記入ください。
--

(例：結果に応じて立入検査の頻度を下げる、受審費用を補助している、など)

問 20 上記の自主点検表やサービス評価以外に、指導監督において独自の取り組みがあればお聞かせください。
--

--

5. 事業者からの事故報告について教えてください。

問 21 事業者が報告すべき事故内容を定めていますか。	1. はい 2. いいえ
-----------------------------	--------------

(問 21. で「1. はい」とご回答された方にお聞きします。)

問 22 報告すべき事故の種類（内容）はどのようなものですか。

※以下に列記していただくほか、様式等の資料の送付やURLの記載をお願いいたします。

問 23 所定の報告様式はありますか。 ※「1. ある」とご回答された場合、様式の送付か、URLの記載をお願いいたします。	1. ある 2. ない ※URL ()
--	-------------------------

問 24 事故内容に基づき指導を実施したことがありますか。	1. ある 2. ない
-------------------------------	-------------

(問 24 で「1. はい」とご回答された方にお聞きします。)

問 25 具体的にどのような指導を行いましたか。

(例：〇〇研修会、など)

6. 未届ホームへの対応について教えてください。

問 26 未届ホームの届出に向けて、どのように取り組まれていますか。

問 27 未届ホームの届出を促進する上で、どのような課題がありますか。

問 28 有料老人ホームかどうかを判定する上で、どのような課題がありますか。

7. 情報開示の取り組みについて教えてください。

問 29 事業者から報告を受けた「有料老人ホーム情報」を開示していますか。	1. 開示している 2. 開示の準備をしている
---------------------------------------	------------------------------

問 30 開示に使用する有料老人ホーム情報はどのようなものですか。

1. 重要事項説明書 2. 情報開示一覧表 3. その他【 】 4. 未定

問 31 消費者への情報開示の方法はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自治体のホームページ 2. 消費者の閲覧 3. 消費者への交付
4. その他【 】 5. 未定

(問 29 で「2. 開示の準備をしている」とご回答された方にお聞きします。)

問 32 情報開示を行う上で、どのような課題がありますか。

8. 関係部局（機関）との連携について教えてください。

問 33 指導監督上で、関係部局（機関）との連携上、課題となっていることはありますか。	1. ある 2. ない
---	------------------

(問 33 で課題が「1. ある」とご回答された方にお聞きします。)

問 34 具体的にどのような点が課題になっていますか。

(問 33 で課題は「2. ない」とご回答された方にお聞きします。)

問 35 関係部局（機関）と連携を図る上で、特に取り組まれている事柄は何ですか。

9. その他

問 36 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）を指導監督する上で、どのような課題がありますか。（行政処分、指導指針の運用などを含む。）

また、サービス付き高齢者向け住宅に対する指導指針を有料老人ホームの指導指針とは別に作成している場合は、当該指針の提出又は公表されているURLの記載をお願いします。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒にご封入の上、

10月31日（水）までにご投函ください。

□調査結果

1. 調査名 「有料老人ホームの指導監督に関するアンケート調査」
2. 調査対象 都道府県、政令指定都市、中核市の有料老人ホーム指導担当部局
3. 調査種別 悉皆
4. 調査方法 調査票・回答票の郵送
5. 調査客体数 平成30年4月1日時点での132自治体（大阪府が業務移管した11団体を含む）
6. 調査内容 委員会で設定した調査項目による
7. 調査時期 平成30年10月～同11月
8. 調査結果の活用 全国意見交換会の実施、及び「指導監督の手引き」作成の基礎資料とした

◆回答結果

113自治体から回答を得た。

都道府県	43か所
政令指定都市	20か所
中核市	39か所
業務移管団体	11か所

◆所管する事業所数

- ・ 有料老人ホーム 12,957か所／1自治体当たり114.7か所
- ・ サービス付き高齢者向け住宅 5,946か所／1自治体当たり52.6か所

① 集団指導について

ポイント：

- 過去3年以内に集団指導を実施したことのある自治体は全体の48.7%で、「平成28年9月総務省・行政評価調査結果（以下、「行政評価結果」という。）での実施率40%より実施主体が大幅に増加したとはいえない。
- 実施サイクルは、平均約2年に1回である。
- 対象事業者は「有料老人ホーム・サ高住」とするものが54.5%と最も多く、これに未届ホームを加えたものが21.8%と続く。中には、市町村職員の出席も求める自治体がある。
- 開催1回あたりの事業者では、全数を対象とする場合が最も多い。
- 実施テーマでは、事業関係法令や設置運営指導指針の説明、立入検査の実施方法、事業リスク関係、等が多く採用されている。
- 集団指導に参加しない事業者への対応方法としては、配布資料の送付、自治体HPでの資料公表、また事業者へ資料を取りにこさせるほか、中には、欠席者に立入検査を実施することとしている

自治体もある。

○集団指導を実施する上での課題としては、指導監督部局の体制の脆弱さについての意見や、介護保険部局との連携の必要性についての意見、またサ高住事業者にとり、福祉部局から指導を受ける意識がないことへの問題認識がある。

また、立入検査で足りている、とする意見や、中には、指導内容は指導指針に記載されているので実施の必要がない、といった認識もみられる。

問 2. 過去3年以内の実施	ある	48.7%
	ない	51.3%

(問 2. で、「ある」と回答)

問 3. 集団指導の実施頻度 平均 2.1 年に 1 回実施。

問 4. 対象事業者	有料のみ	9.1%
	有料+サ高住	54.5%
	有料+未届	0.0%
	有料+サ高住+未届	21.8%
	有料+サ高住+未届+他	3.6%
	有料+サ高住+他	3.6%

問 5. 1 回あたりの事業者数	事業者の全数	90.9%
	事業者の半数	0.0%
	その他	7.3%

※その他の内容

- ・届出済有料とサ高住は新規開設事業者、未届は全事業者が対象
- ・前回講習会後に開設したホーム、これまで未出席のホーム
- ・住宅型及び特定施設入居者生活介護事業者
- ・有料とサ高住で開催日を分けている

○集団指導の実施テーマ（問 6）

1	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの制度の見直しについて ・有料老人ホーム制度の概要 ・有料老人ホームの指導検査の概要 ・実地検査の結果 ・衛生管理・非常災害対策・事故報告・高齢者虐待防止の取組
2	<ul style="list-style-type: none"> ・実地検査を踏まえた設置運営指導方針への対応、有料老人ホーム設置届添付書類の作成方法、など。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの適正な運営 ・高齢者虐待防止 ・苦情処理解決体制

	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅 ・労働基準法等の遵守
4	制度改正、高齢者虐待防止・身体拘束廃止関係、指導関係など
5	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、指導指針改正内容について ・身体拘束適正化 ・前年度立入検査実施状況及び今年度実施方針 ・高齢者虐待防止 ・非常災害対策
6	・指導指針の周知、前年度の立入検査結果、高齢者虐待、等。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針の運用方法 ・立入指導の実施状況 ・入居者処遇 ・高齢者虐待 ・スプリンクラーの設置 ・非常災害対策 ・事故報告
8	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの適正な運営について ・有料老人ホーム立入検査実施状況について ・集合住宅減算（同一建物減算）について ・各種届出（事故・変更届）について ・感染症対策について ・高齢者虐待について
9	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法第29条について ・立入検査時の重点確認項目 ・昨年度の立入検査結果
10	・指導指針改正内容等、立入検査、ロボット介護機器導入実証事業、高齢者虐待防止、感染症対策、交通安全、ニセ電話詐欺。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法及び県設置運営指導指針等の改正概要 ・前年度の立入検査における指導事例 ・事故報告書提出及び防火対策の徹底等
12	・指導指針の改正内容、高齢者虐待防止、防災対策、併設介護サービス事業所運営の注意点、監査事例紹介、認知症高齢者の介護方法の注意点など、年度ごとにテーマを決める。
13	・設置運営指導指針の運用方法、高齢者虐待など
14	・高齢者虐待防止
15	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者指導監督方針、実地指導における主な指導事項 ・高齢者虐待防止、火災予防対策、感染防止、介護労働者の労働条件の確保・改善のポイントなど。
16	・高齢者虐待防止、事業運営に関する留意事項等

	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホームにおける火災や地震による被害の軽減 ・実地検査における主な指摘事項、福祉サービス第三者評価 ・サービス付き高齢者向け住宅への有料老人ホーム設置運営標準指導指針が適用になったことに伴う説明会
17	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における、事故報告・苦情・感染症対策及び実地検査と監査について、など。
18	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの運営について、法改正、非常災害対策、事故報告 ・サービス付き高齢者向け住宅の運営について、指導指針の改正、非常災害対策、事故報告
19	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び指導指針の運用方法 ・前年度実地指導(立入検査)のフィードバックと今年度の指導方針 ・身体拘束、高齢者虐待、防災、防犯等。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・指針の改正内容又は運用方法のほか、労務管理、消防法、災害対策、衛生管理、など。
21	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の人員設備運営基準、虐待防止、など。
22	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針の内容、高齢者虐待、防災安全対策、事故への対応、実地検査、老人福祉法等の改正、など。
23	<ul style="list-style-type: none"> ・県有料老人ホーム設置運営指導指針について ・県への届出事項、事故報告等について ・高齢者虐待の状況について ・有料老人ホームに対する実地検査の結果について
24	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導方針の改正について、高齢者虐待、など。市単独ではなく、県と共催で実施。
25	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針の運用方法、制度改正の概要等
26	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体拘束廃止」の徹底 ・「事故防止対策」及び「苦情対応」 ・「非常災害対策」の徹底、等
27	<ul style="list-style-type: none"> ・「運営上の注意点など」として、介護保険と介護保険外サービスの併用時の注意点や事故報告、高齢者虐待防止法等について、介護保険課職員より説明。 ・その他、県労働局より「労働災害防止のポイント」や消防局より「防災対策について」を説明。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・指定手続や運営基準に関すること ・実地指導や監査、ケアプランチェックに関すること ・業務管理体制整備、各種研修制度、高齢者虐待防止に関すること ・介護給付費の請求に関すること ・労働基準法に関すること
29	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度立入検査での指摘事例、今年度の立入検査計画 ・高齢者虐待防止、災害対策、感染症対策、介護職員による喀痰吸引等の実施について
30	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待を含む人権研修を重点的に実施
31	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法改正内容の詳細 ・立入検査関係(前年度指摘事項や検査内容等)

32	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査実施計画等について、指導方針等について。感染症予防について、喀痰吸引等にかかる制度について、高齢者虐待防止、身体拘束廃止、医療費の適正な保険請求について、災害対策について
33	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査での指摘事項、医療費の適切な保険請求について。 ・虐待・身体拘束廃止、感染症予防について等。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待、身体拘束の廃止に向けた取り組みについて
35	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令 ・高齢者向け住まいの適切な運営について ・立入検査の実施状況等
36	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より有料老人ホームも集団指導の対象としている。テーマは「介護労働者の安全・健康の確保対策等」、「生活保護制度」、「自立支援・重度化防止の取組」、「法令遵守・指導監査」、「運営上の留意事項」等、全事業に共通する内容を中心としているが、「実地指導における指導状況」というテーマで、過去に有料老人ホームに対して実地指導した中で指摘の多かった事項についても言及。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針の運用方法、高齢者虐待、建築基準法上の届出、労務管理の留意点（労働局）
38	<ul style="list-style-type: none"> ・指導指針の一部改正、高齢者虐待、建築基準法に基づく定期調査報告制度、労務管理の注意点
39	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まいの適正な運営に向けて
40	<ul style="list-style-type: none"> ・「有料老人ホームの適切な運営に向けて」 ・その他（行政からの連絡事項等）
41	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの適切な運営、自然災害への対応、など。
42	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の指摘状況など
43	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まいの適正な運営について～各種法改正及び虐待について～ ・知らないでは済まされない法制度（老人福祉法・高齢者住まい法・介護保険法の理解） ・トラブルから学ぶ住宅職員の接遇マナー
44	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム設置運営指導指針及び立入検査等の指導事例について ・高齢者虐待防止について ・防災対策について ・労働基準法について
45	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針、立入検査の指導事項、防災計画の策定、事故報告、人権啓発、労働条件。
46	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針について ・事故報告要領について ・防火安全対策について ・高齢者虐待について
47	<ul style="list-style-type: none"> ・設置運営指導指針に基づく指導事例について ・防災対策のポイントについて ・労働基準法について ・有料老人ホームにおける高齢者虐待防止について
48	<ul style="list-style-type: none"> ・設置指導指針の運用方法 ・立入検査結果の報告（遵守できていない事項についての共有など）

49	・立入検査、職員の労務管理、入居者の権利擁護、虐待防止、介護サービス併設事業所の留意点
50	・連絡体制及び避難確保計画について ・職員の労務管理について ・有料老人ホーム等運営上の留意点について ・有料老人ホームの立入検査について
51	・防火安全対策、働き方改革、労働災害の防止、高齢者虐待防止、立入検査、設置運営指導指針の改正、介護職員の労働環境、メンタルヘルス、インフルエンザ対策、喀痰吸引、有料老人ホーム制度の見直し、結核対策、防犯対策、食と健康、事故発生状況、土砂災害対策、など。
52	・有料老人ホーム事業者等に対する指導及び監査について ・実地指導の結果及び老人福祉法の改正等 ・高齢者虐待防止について ・高齢者施設における結核対策 ・避難訓練等
53	設置運営指導指針について、適切な運営について、防災、高齢者虐待など
54	介護事故、高齢者虐待、喀痰吸引制度、運営指導、立入調査時の指導事項など

○集団指導に参加しない事業者への対応（問7）

1	当日配布資料を事業所に送付している。
2	次年度の立入検査の対象とする。
3	資料をHPに掲出し、メール等で連絡している。
4	欠席した事業者に対し開催した旨の文書を送付し、当日の資料について当市ホームページにて公開することを周知している。
5	補講の実施。補講にも参加しない場合は実地指導を検討。
6	窓口で資料を手渡しし概要を事業者の説明する。
7	指導資料であるDVDを交付するため、来庁してもらうための督促電話をする際に、来庁しなければ立入検査の対象とする旨を説明する。
8	施設内で伝達研修を実施させ、研修記録の提出を求めた。

○集団指導を実施していない自治体の問題意識（問8）

1	事業所側の体制にばらつきがあるため、一律な集団指導は、事業所側の受け入れ態勢が整っていないように思われる。
2	集団指導も含めた指導監督ができる体制整備（人員確保）
3	介護付有料老人ホームについては、他課で集団指導を行っているため調整する必要がある。
4	有料老人ホームに対する指導監査のノウハウがない。
5	施設が遵守すべき事項は指導指針に明記されているため、集団指導を実施する必要性を感じていない。
6	有料老人ホームの限られた従業員の中、出席者が見込めるかが課題となる。
7	参加率が低い場合の資料送付など、事務量の増加が懸念される。

8	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署がいくつかに分かれており調整が必要になる。 ・担当職員に限られており、業務量が大きな負担となる。 ・届出した設置者と運営受託事業者が異なる場合が多く、周知が困難である。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営への影響（施設職員が少ない施設もあり、入居者の処遇に影響が出る） ・開催場所（広域にわたり施設が存在するため） ・県の職員不足（実働1人かつ他業務も兼務）
10	費用対効果の観点から、現状は集団指導の実施を見送ってきたが、近年、有料老人ホームに関する苦情、通報が増えてきている状況を鑑みて、今後の実施を検討している。
11	事業者によって、規模、職員の配置、サービス内容が様々であるので、画一的な指導が困難である。
12	指導の内容及び講師についての検討、対象事業者の参加意欲の向上に向けた取組等

② 立入検査について

ポイント：

- 過去3年以内に立入検査を実施したことがある自治体は全体の約87%で、行政評価結果での実施率約46%と比較すると、2年間で41ポイント増加した。なお、未実施率はともに約12%である
- 立入検査を定期的に行っているのは全体の約87%で、1ホーム当たり、平均2.8年に1回行われている。
- 特徴的な実施方法では、開設3か月後や1年後に実施するケース、1回目の実施を開設3年後に行い、以後は5年ごとに実施するケース、等がある。

問9. 過去3年以内の実施	ある	87.6%
	ない	12.4%

(以下は問9で、あると回答)

問11. 実施の周期性	ある	87.9%
	(頻度)	2.8年に1回
	ない	12.1%

○立入検査対象施設選定の考え方 (問10)

1	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対して、5年に1回以上の指導監査をベースに選定。 ・情報提供(通報等)があった場合には、随時監査を実施。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1回の周期で定期的に行う。 ・苦情、通報等があった場合は、都度実施する。
3	入居者、入居者の家族等、施設長等からの通報。事故報告(重大事故・事故対応に問題がある場合など)。集団指導への不参加。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・開所時検査(施設開所3か月後に行うもの) ・定期検査(3年ごとに行うもの) ・随時検査(入居者処遇等に関する通報や苦情において、老人福祉法に違反する恐れがある又は入居者の処遇に関する不当な行為、利益を害する行為に該当するおそれがあるときに行うもの)
5	併設する介護保険事業所に対する実地指導と同時に実施。(単独の施設についてはおおむね3年に1回実施)。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・開設後1年程度経過した施設 ・入居者、家族及び従業者等からの通報 ・未届施設
7	<p>選定方法としては、機械的に実地検査対象事業者を選定することなく、次による事業者等を優先的に選定する。</p> <p>ア 前回検査より相当期間経過している事業者、もしくは前年度までに、市で実地検査をしていない事業者</p> <p>イ 介護事業等に新規参入(1~2年以内)した事業者</p>

	ウ 早急に実地検査による確認を必要とした事業者
8	選定基準は特に定めていない。概ね3年に1回のスパンで定期的な立入検査を実施しているため、3年間で全施設を網羅できるよう年度当初にランダムで施設を抽出し立入検査の計画を立て実施している。
9	開設後1年経過時に実施し、その後は3年毎に定期的実施。その他、苦情、通報等があれば対象施設を選定の上で実施。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・特別立入検査（監査）については、虐待等の通報を受けて実施。 ・一般立入検査（定期）については、概ね次のとおり。 <p>①過去に立入検査を実施していない施設</p> <p>②併設（又は近隣）の指定介護保険事業所に実地指導を実施する施設</p> <p>③複数の苦情相談等が入った実績のある施設</p> <p>④その他必要と判断した施設</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実施（3年に1回程度） ・その他内部・外部からの通報対応
12	定期的に行う実地指導と、行政処分を視野に入れた監査の2種類を行っている。実地指導は全施設を対象に、順次行っている。監査については、虐待等の通報や、不正請求の疑い、実地指導において運営や人員基準に重大な違反が見つかった等の場合に実施している。
13	介護付ホームについては、老人福祉法上の基準についても検査する対象としている。
14	通報があった場合。また、特定施設入居者生活介護を併せて行っている事業者については、介護保険法上の実地指導と同時に実施している。
15	「市有料老人ホーム立入要領」に定めている定期立入検査。開設から1年以内に立ち入る実地検査。そのほかに運営及びサービスが著しく適性を欠くため、入居者の利益に重大な支障を及ぼしていると疑うに足りる理由があると判断される場合。利用者や利用者の家族又は施設職員などからの情報提供による。
16	立入検査は3年に1回実施しており、入居者等からの通報があれば過去の立入検査時の状況や信ぴょう性（匿名や情報の詳細等）を勘案し、随時、立入検査を実施する。
17	2年に1回実地指導を行っている。
18	施設職員、元施設職員、入居関係者等からの情報提供や事故報告のうち入居者の事故等で施設の管理運営に問題があると思われる場合など。
19	概ね3～6年に一度実施となるよう選定するほか、苦情の通報や重大な事故が発生した場合には、必要に応じて立入検査を実施する。 また、併設する介護保険サービス事業所の実地指導に合わせて実施する場合もある。

③ 指導監督上の取り組み（自主点検表、サービス第三者評価、等）

ア. 自主点検表の活用

ポイント：

○自主点検票の作成を求める自治体は全体の半数を超えるが、事業者に作成や報告を義務付けている自治体は、そのうち 60%に留まる。

○一方で、立入検査を実施する事業者には、自主点検票の作成を義務付け、指導監督の効率化を図っている好事例が複数見られる。

問 12. 自主点検表の作成への取り組み	ある	54.0%
	ない	46.0%

(以下は、問 12 で、「ある」と回答)

問 13. 事業者への作成の義務付け	ある	62.3%
	ない	37.7%

問 14. 事業者への報告の義務付け	ある	31.9%
	ない	68.1%

○自主点検表の指導監督上での活用（問 15）

1	定期立入検査の際、事前に自主点検票の提出を求め、立入前に確認することで業務を効率化。
2	・各種基準について、施設側の職員等の認識を深めてもらう機会とすること。 ・指導上必要な項目をチェックし、業務の効率化を図ること。
3	自主点検表の作成・報告は義務付けではないが、立入検査を行う施設すべてに提出を求めている。 指導上必要な項目をチェックし立入検査を効率的に進められるようにしている。
4	実地指導の対象事業所を選別する際の参考としている。また、実地指導の対象とならなかった場合も、制度の再確認のツールとして、各事業所でのサービス向上に役立ててもらっている。
5	・事業者自らがチェックすることにより、事業者に、各種法令を遵守しているかを認識させている。 ・事業者自らがチェックすることにより、より良いサービス提供のきっかけとなると考えている。
6	指導上、必要な項目をチェックし、関連する資料を事前提出してもらうことで、業務の効率化を図っている。
7	実地指導に行く際、チェック項目を見て効率的に指導する資料として活用。（ただし、毎年 20 施設ほどの実地指導の対象施設に対してのみ作成を依頼している。）
8	立入検査時に自己点検表をもとに聞き取りを行い、効率化を図っている。
9	指導上必要な項目をチェックし業務を効率化している。
10	立入検査の事前提出資料として作成していただき、事業者の意識付けと検査業務の効率化に活用している。
11	介護サービスを提供する介護付ホームにおいて、今年度より定期的な自主点検表の作成を依頼し、運営・処遇面での指導監督に点検結果を活用して業務の効率化を図ることとしている。

12	現地での指導時に、自主点検表（本県はセルフチェックリスト）との突合（聞き取りや書類確認）により確認を行っている。
----	--

イ. サービス第三者評価

ポイント：

○4自治体において、第三者評価の受審を努力義務として指導指針に規定するなど取り組んでいる。

問 16. サービス第三者評価の実施	している	3.5%
	していない	96.5%

（以下は、問 16 で、していると回答）

問 17. 制度の指導指針への規定	ある	75%
	ない	25%

○サービス第三者評価の指導監督での活用（問 18）

1	重要事項説明書に記入欄を設けており、定期報告時に提出してもらっている。
2	より効果的に利用者サービスの向上を図るために、指導検査対象の選定の際、第三者評価を適切に受審していない法人及び施設、又は当該評価結果において問題がある法人及び施設を考慮している。

○サービス第三者評価の受審を推進するためのインセンティブ（問 19）

1	特定施設入居者生活介護について、区市町村が受審経費の補助を行う際に、間接補助を行っている。
---	---

ウ. その他の指導監督上の取り組み

○具体事例（問 20）

1	指導の平準化を図るため、指導担当職員の事業所指導用の調書を別途作成している。
2	実地指導の基礎資料とするため、年 1 回、施設概要の作成を依頼している。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者・事業者向け入居契約チェックリストの紹介 ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の好事例集の紹介
4	近い将来発生が予想されている南海トラフ地震や、近年多発している大雨等による自然災害の被害を想定し、非常災害時の備蓄食の確保や想定される被害に応じた避難確保計画の作成や訓練の実施を指導している。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務効率化のためエクセルを用いた台帳を作成（平成 28～29 年度）、システム化（平成 30 年度）。 ・立入検査施設の増加及び指導後のフォローアップを図るため立入検査の一部を委託（平成 30 年度）。 ・定期的な調査（フォローアップ調査）について、施設からの回答促進及び内容の精査を効率化するため回答収集・集計の一部を委託（平成 30 年度）。 ・集団指導を効果的な内容とするため講義内容を含めた企画やその実施を委託（平成 30 年度）。

④ 事業者からの事故報告

<p>ポイント：</p> <p>○約 10%の自治体では、事業者にどのような事故を報告させるかのルールが定められていない。</p> <p>○報告を求める事故については、具体的な事故内容を定める自治体と、受傷の程度で定める自治体に分かれています。</p> <p>○事故報告の様式を定めていない自治体が約 10%ある。</p> <p>○事業者からの報告に基づいて指導監督を行った自治体は約 55%あり、指導監督上で一定の効果がみられる。指導監督の契機は、入居者への虐待や、事故対応のPDCAに関するものである。</p>

問 21. 報告対象の事故を定めているか	はい	90.3%
	いいえ	9.7%

○報告すべき事故内容（問 22）

1	・重大事故（死亡事故・不法行為・虐待等）と重大事故以外の事故（入居者の骨折・誤飲・無断外出等）について、有料老人ホームを所管する部局に対し報告することとしている。
2	入居者等の死亡事故、職員等の不法行為、入居者に対する虐待、不法行為、入居者等の失踪又は行方不明であって捜索願を出したものの、入居者等の骨折、打撲又は裂傷等で医療機関への入院又は継続した通院を要したものの、入居者等の誤薬、誤飲、誤食、又は誤嚥等
3	自然死以外の死亡、傷病等、暴力・犯罪行為、入居者の行方不明、火災を含む災害、管理上の瑕疵、その他の事故。
4	(1)死亡、重篤状態 (2)一定程度の後遺障害、一酸化炭素中毒 (3)行方不明 (4)火災 (5)自然災害による建物等損壊 (6)(1)～(5)以外の事故で、治療を受けた場合 (7)物品破損、飲食物への毒物、窒息事故による死亡等の発生のおそれがある場合 (8)第三者による建物損傷 (9)施設内での盗難
5	一 火災の発生 二 地震、津波、台風等の天災による被害 三 入居者の長時間の所在不明（概ね二十四時間経過しても発見できない場合等） 四 入居者の事故による死亡 五 入居者間又は職員の暴行等による入居者の死傷及び死傷に至らない虐待 六 入居者の財産侵害（職員等による窃盗等） 七 感染症又は食中毒（社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省

	<p>社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)に基づき報告が必要な場合)</p> <p>八 その他前各号に準ずる重要な事項</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故（医療機関での受診を要したもの） ・食中毒及び感染症、結核の発生（サービス提供に関連して発生したと認められる場合） ・職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生（利用者の処遇に影響があると認められる場合） ・利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩 等
7	<ul style="list-style-type: none"> ・けが、異食、誤嚥、誤薬又は死亡 ・食中毒又は感染症 ・職員の法令違反、不祥事等 ・徘徊、行方不明 ・利用者等の送迎、通院時の交通事故
8	<ol style="list-style-type: none"> (1) サービス提供による利用者の事故等の発生 (2) 感染症、食中毒、結核及び乾癬等の発生 (3) 職員（従業者）の交通事故、法令違反及び不祥事等の発生 (4) その他報告が必要と認められる事故の発生 (5) 火災、震災、風水害等の災害
9	<ol style="list-style-type: none"> (1) サービス提供中に利用者が怪我（誤薬及び誤嚥を含む）又は死亡した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・怪我の程度については、医療機関での受診を要したものとする。 ・事業者側の過失の有無によらず利用者や第三者に起因するものも報告すること。 ・事業所内における死亡事故は、速やかに警察に通報すること。 (2) 事業者職員による法令違反及び不祥事が発生した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるものとする。 (3) 利用者の徘徊及び行方不明、利用者からの苦情・トラブル等、利用者の処遇に影響がある場合 (4) 市から報告を求められた場合 (5) 感染症等については以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 ・同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は利用者の半数以上発生した場合 ・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
10	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故又は医療機関で受診を要することとなった事故 ・災害、食中毒、集団感染等の事故 ・その他ホームの運営に関わるような重大事故 ・設置者、職員等の法令違反、不祥事

11	<p>(1)対人事故 介護サービスの提供により発生した事故により、利用者が死亡したもの（軽微なものを除く）、利用者等とトラブルになったもの、賠償金等を支払ったもの、等。</p> <p>(2)対物事故 介護サービスの提供により発生した事故により、利用者等の保有物を破損等し弁償等したもの、個人情報流出してしまったもの、等。</p> <p>(3)感染症の発生 利用者が感染症に罹患したもの。（①施設全体で10名以上が罹患、②死亡者が発生、③その他必要な場合）</p>
12	<p>①入居者の死亡事故</p> <p>②入居者に対する虐待</p> <p>③有料老人ホームの設置者による財産侵害</p> <p>④有料老人ホームにおける火災事故</p> <p>⑤地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷</p> <p>⑥入居者のケガ（医療機関で治療）、食中毒及び感染症の発生等、その他報告が必要なもの。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供による利用者のけがや死亡等 ・ 感染症、食中毒及び結核 ・ 従業員の法令等違反、不祥事等（利用者の処遇に影響があるもの）、虐待、預かり金の横領・紛失・書類紛失・送迎時の交通事故等。 ・ その他報告が必要と認められるもの
14	<p>(1)転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、交通事故のいずれかにより医療機関を受診（施設内受診を含む。）したもの</p> <p>(2)食中毒、感染症等、法令により保健所等への報告が義務付けられているもの</p> <p>(3)死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたもの、及び死亡後に相当期間の放置がなされたもの</p> <p>(4)火災事故や災害被災</p> <p>(5)職員の違法行為又は不祥事（入居者に対する虐待、個人情報の紛失、預り金の紛失や横領など、入居者の生命、身体、財産等が脅かされたものに限る。）</p> <p>(6)その他入居者の徘徊など報告が必要と認められる事故</p>
15	<p>入居者の怪我、死亡、誤飲、徘徊などの行方不明、集団感染など。</p>
16	<p>（種類）転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、感染症、交通事故、徘徊、自傷・他傷行為、職員の不法行為・不祥事</p> <p>（結果）死亡、骨折、打撲、捻挫、脱臼、切傷、擦過傷、火傷、その他（UTI/誤嚥性肺炎）</p>

問 23. 所定の報告様式の有無	ある	92.2%
	ない	7.8%
問 24. 報告に基づく指導の実施経験	ある	56.9%
	ない	43.1%

○事故報告に基づく指導の実施内容例（問 25）

1	施設職員の横領（不法行為）の事故報告の際に、金銭管理体制を指導する等。
2	従業者への研修の実施等、高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。
3	事業者に対して、窓口等での口頭指導
4	立入検査による事実確認と指導
5	・再発防止策を提出させる ・死亡事故の場合は、原則立入検査を実施
6	報告があった事故について再発防止策の記入に具体性がないもの、報告の速やかな事故報告がされていないものについては、その都度指導を行っている。
7	事故発生後に、事故原因や再発防止策の検討を行うよう指導し、立入検査時に改善状況を確認している。
8	施設では対応できないような、医行為を要する利用者の受け入れをしないように指導。
9	事故防止のための職員研修の実施により、職員全体のスキルアップを図るよう指導を行う等。
10	死亡事故が発生した場合に施設を訪問し、死亡に至るまでの施設の対応を詳細に報告させるとともに、改善点について指導を行う。
11	誤薬等が継続して発生している場合、今後の対応方法の見直し等を口頭指導する。
12	死亡事故に対する立入調査

⑤ 未届ホームへの対応等

○未届ホームの届出に向けた取り組み例（問26）

1	・文書による届出指導を半年ごとを目途に実施し、電話・現地での届出指導を、年1回を目途に実施することとしている。
2	未届事業者・施設のホームページでの公表、集団指導、一定期間経過後の届出催促文書の送付、実地検査を行い届出についても指導する。
3	消防、建築、生保、介護認定調査等の担当部局に情報提供を呼びかけるとともに、情報提供があった施設には随時連絡・調査を行い、有料老人ホームに該当すると判断された場合は、届出を促している。
4	地域包括支援センターや生活保護担当課など、広く照会・連携し、その把握に努めている。
5	厚生労働省のフォローアップ調査をもとに、対象事業所に届け出を行うよう指導している。
6	「未届有料老人ホーム届出指導要領」を策定し、これに基づき指導している。有料老人ホームに該当すると認められた場合、設置者に対して速やかに届出するよう指導。これより一定期間届出がなく催告にも応じない場合、立入検査対象とする。
7	電話連絡による設置届の提出の催促、現地確認による施設状況の把握、スプリンクラーの設置の催促など。
8	建築住宅及び消防担当部局と連携し、情報が入り次第調査し、届出を促している。（現在、市内には未届有料老人ホームなし）
9	・届出勧奨通知を送付 ・実地指導
10	「未届有料老人ホームの届出促進に係る取扱方針」に基づき、以下のとおり対応している。 ①未届有料老人ホームの疑いのある住宅等に関する情報提供があった場合は、設置者に対し調査票の提出を求める。 ②その結果有料老人ホームに該当すると確認できた場合は、現地調査を実施するとともに、建設局、消防局等の関係部局（以下「関係機関」という）あてに情報提供を行う。その際、関係機関に対し、不適合事項について、必要な指導を依頼する。 ③不適合事項については、関係機関と協力体制を構築し、継続的な指導を行う。 ④添付する入居契約書、管理規程及び重要事項説明書（住宅用）について、標準の様式をホームページに掲載し、それらを修正等することで速やかな設置届の手続きが行えるようにする。
11	・届出を促進するため、把握した未届有料老人ホームの施設名、所在地、連絡先等について、局のホームページで毎月公表 ・現地訪問し事業者の意見を傾聴するなど信頼関係の構築に取り組むとともに、届出に係る事業者の事務負担を軽減するため必要書類の説明や記載の仕方について具体的にアドバイスし、届出の促進を図っている。
12	・通報や関係部署からの情報提供により把握。 ・建築部局及び消防署と一緒に現地調査。 ・運営者に老福法及び届出の手続きを説明。

13	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、有料老人ホーム講習会（集団指導）の開催通知を送付し、届出勧奨通知も同封している。 ・未届有料老人ホームで接触が取れている事業者については、定期的に連絡をしている。 ・設置届を受理した有料老人ホームに対して、独自の「有料老人ホーム設置届受理通知書」を交付している。
14	消防局（防火対象物の用途区分）・保護課（貧困ビジネス規制条例）・特定施設公募不選定施設、その他随時情報提供からホームに該当すると思われる施設の情報提供を受け、調査対象施設を選定し、「有料老人ホーム該当判断基準」に基づき現地調査を実施する。
15	介護保険事業所の指定申請において、高齢者住宅等と同一建物であることが把握できた場合は聞き取りを行い、必要に応じて届出の指導を行っている。また、ケアプラン点検等で同一所在地の利用者が複数いる場合においても聞き取りにおいて確認している。
16	疑いのある施設に対して、必要に応じて消防・建築・福祉部局が合同で現地確認している。
17	福祉部局、福祉事務所、消防局、建築部局による連携を図り、定期的に連絡協議会を開催する際に「未届有料老人ホーム」の情報共有を行うとともに、届出促進について他部署にも協力してもらっている。また、事業所の実地指導の担当者からもその都度話をしてもらするなど「未届有料老人ホーム」の管理者に届出を促すように努力している。
18	民生委員等に有料老人ホームに該当すると思われる施設があれば、連絡をお願いしている。
19	届出を行うよう通知をし、期日まで届出がない場合はHPにて未届施設として公表。
20	地域包括支援センター、消防局、生活保護担当課等に照会を行い、把握した未届有料老人ホームに対し現地調査を実施し、届出の指導を行う。
21	<ul style="list-style-type: none"> ・未届有料老人ホームの調査・届出促進・指導のため専門指導員を配置 ・県介護保険担当事務所及び市区町村地域包括支援センター・生活保護所管課あてに情報提供を依頼（期間の制限なく年中受け付け） ・有料老人ホーム事業者への確認・「未届ホーム相談週間」の開催・消防との連携 ・届出に係る書類の見直し・ひな形提供などの事務支援
22	未届ホーム（有料老人ホームに該当しそうな施設）についての報告があり次第、事業者へ連絡し、現場確認や聞き取り調査等を行い、有料老人ホームに該当する（未届有料老人ホーム）と判断した場合には、届出の指導を行っている。

○届出促進上の課題（問 27）

1	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームの基準を満たしていないと届出ができないと誤認している施設がある。 ・有料老人ホームの届出をしないことで、指導監査の対象とならないものと誤認している施設がある。
2	有料老人ホームとなることで、建築基準法や消防法上で設備構造面の違反が発生する場合、改修費用が多額であり、改修できないケースが多い。設備構造面の違反を抱えたままでは、届出が進まない。
3	書類その他の不備による届出手続きの遅延
4	実態を調査したうえでの届出指導となるため、調査対象施設が増加した場合、届出までの期間が長期化するおそれがある。
5	老人を集めて入居させていることが、「意図的」であるかどうかを判定する際の具体的基準。
6	事業者に対して有料老人ホームの制度について説明し、届出を行うように促すが、事業者の理解を得るのに時間を要する。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の勧奨に従わない事業者に対する法整備 ・届出事務処理の支援
8	<ul style="list-style-type: none"> ・指導指針の内容を満たしていないと届出ができないと誤解している事業者が多いこと ・消防基準を満たしていないホームであっても、経済的な事情等から他に行き場のない入居者を受け入れているホーム等を閉鎖に導くような指導はできないため、個別の事情を踏まえた柔軟な対応が求められること。
9	有料老人ホーム事業に該当することが判明した際、建物の用途や設備基準が不適合となっていることが多い。届出と指導を並行して行うため、協議や工事等が計画通りに進まず、届出まで長期化してしまうこともあること。
10	届出の指導に従わない場合の罰則規定がなく、届出の徹底につながらないという課題がある。
11	障がい者など高齢者以外のものが既に入居している場合
12	人員不足や公共料金の未払い等を抱えている未届有料老人ホームもあり、届出の指導だけでなく、運営体制の指導も行う必要があり、届出の提出までに時間を要する。
13	老人福祉法の知識に欠け、あるいは自覚的に法律に背を向ける事業者の中には、はなから行政指導に聞く耳を持っていないことも少なくない。他の施設の場合とは異なる接し方、アプローチが必要と思われるが、そのノウハウも十分でなく、普段の業務も届出済みのホームに対する指導等で手一杯である。
14	未届有料老人ホームは、有料老人ホームの設置基準を満たしていない部分があっても既設建物であるため、指摘しても改善が難しいところがあり、そのまま届出を受理せざるを得ない。
15	順法意識が低く、手続きが面倒だとして届出しない事業者がある。「有料老人ホームではない」と主張された場合に、有料老人ホームと判定しても届出を強制することができないため、粘り強く説得する以外に方法がない。
16	理解は得られるが書類の提出に時間がかかっている。
17	何度指導しても届出を行わない場合に、それ以上の対応が困難。

18	<p>未届有料老人ホームは既に運営を行っているホームであることから、新たに設置するホームと異なり、届出を行う事項について提出が困難な書類がある（市場調査等による入居者の見込み、事業開始に必要な資金の額及びその調達方法、長期の収支計画など）。</p> <p>届出を行うことで、指導の対象になったリスプリンクラーの設置が義務付けられると誤解しているホームがある。</p>
19	<p>①未届有料老人ホームの把握が困難であること</p> <p>②届出の指導を行った事業者が介護保険施設等との連携が薄い場合に、指導後に一時的に廃業し、場所を移動することがあるが、その把握が困難なこと</p> <p>③届出をするメリットはないとして、届出を嫌厭されてしまう</p>

○有料老人ホーム判定上の課題（問 28）

1	<p>「有料老人ホーム」に該当するかどうかの厚生労働省における定義が曖昧である（定義の変遷）。</p> <p>「専ら老人」を入居させているかどうかの判断（入居要件と実態との比較）。</p>
2	<p>有料老人ホームの定義は厚生労働省通知（平成 14 年 7 月 18 日老発第 0718003 号、最近改正平成 30 年 4 月 2 日老発 0402 第 1 号）で『「入居要件を専ら老人」に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームに当たらない。ただし、①入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているものについては施設全体について、②共同住宅や寄宿舎のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、施設の一部については専ら老人を入居要件とするものについては当該老人が利用している部分について、有料老人ホームとして取り扱うこととする』と定められているが、ここでいう「意図的に老人を集める」「専ら老人を入居要件とする」の定義が曖昧であること。また、特定のための調査に非協力的な事業者もあるが、未届有料老人ホームと特定する前の疑義がある状態の施設に対して、書類提出や立入調査を行う権限が老人福祉法上あるかどうか曖昧であること。</p>
3	<p>そもそも法令に定義の詳細規定がないのはおかしい。現行基準は、入居者募集の方法・入居中の高齢者の割合に変動を生じる可能性があり、実態の把握が困難である。</p>
4	<p>施設の運営状況を知るための書類提出依頼の根拠となる法令がないため、書面での依頼が困難である。所在地の市町村に協力を仰いでも実態を把握していないケースもある。また、実態を調査するのに現地訪問は必須であるが、人員の問題などから速やかな対応が困難である。</p>
5	<p>老人を集めて入居させていることが、「意図的」であるかどうかを判定する際の具体的基準。</p>
6	<p>いわゆるお泊まりデイサービスとして届出されているものや、旅館業法等の他法令で許可や届出されているものにおいて、実態として有料老人ホームのような運営が行われている場合の判断基準が不明瞭。</p>
7	<p>高齢者シェアハウスなどの実態把握</p>
8	<p>既存の有料老人ホームにおいても、65 歳未満の入居者を受け入れている場合があり、有料老人ホームとして取り扱うことが妥当であるかの判断に困る場合がある。</p>
9	<p>無料低額宿泊所等の類似施設との判別が難しい場合がある。また、事業者の拒否等により該当項目自体の調査・聞き取りが難しい場合には、判定できない場合がある。</p>
10	<p>旅館や共同住宅等で宿泊者や入居者に食事を提供し、訪問介護サービスを使う場合どうなるのか等のグレーゾーンの取り扱いが難しい場合がある。</p>

11	若年者層が入居している場合の対応。また、老人福祉法上は老人と表現しているだけで、老人の年齢が具体的に規定されていない。
12	法人代表が「個人的に近所づきあいとして」又は「ボランティアをしていただいているお礼として」食事提供等、有料老人ホームに該当するサービス提供を行っている場合、見極めが難しい。
13	一定の基準があるものの、個別具体的な判断が必要となるため判定が難しい。
14	入居要件を老人に限っていない場合、意図的に老人を入居させているかどうかの判断が難しい。
15	有料老人ホームの要件である役務提供について、系列の別法人が利用者と個別に契約しているとしてホームに該当しないと判断する事業者が多い。契約書内容や系列法人のサービスをあっせんするなどの実態が把握できないと、ホームであると断定できない。
16	入居者に対し、何がしかの支援は行っているように見えるが、利用料を徴収していない。また、支援も入居者一律ではない。食事提供も個々の選択によるものとしているが、結果的に「今、現在」は全員提供しているなど、どこまでを「一律」にサービス提供していると考えるのが困難。
17	有料老人ホームの判断基準が明確化されているが、それでも尚、判断の難しい事例が存在していると考えられる。市や担当者レベルで判断が異なる可能性もあるため、他市において疑義が生じた事例を共有し、全国的な意思統一を図りたい。
18	設置者が、「契約上宿泊サービスであり、利用者が自宅に何か月かに1回の頻度で帰宅する。」と主張する場合等。入居サービスの提供と判断するのが困難な事例があるが、利用者数や利用日数等を勘案し、状況に応じて判断している。
19	国の指導指針において、「有料老人ホームに該当することの判断」が示されているが、具体的な事例等の情報提供がないと、今後も多様なケースが想定されるので、有料老人ホームに該当するか否かの判断を明確にするのが難しいと思う。
20	「入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには当たらない」と国通知（平成30年4月2日付け老発0402第1号「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」）で示されているが、入居要件を老人に限定していない場合でも、たまたま入居者に老人が多い場合等、有料老人ホームに該当するように見える場合もあり、判断に迷うことがある。
21	併設する介護保険事業所との間でサービスの提供主体があいまいになっている。（ホームのサービスか介護事業所のサービスか）あるいは実際にはホームのサービスなのに介護事業所のサービスだと抗弁される場合があり対応に苦慮している。

⑥ 情報開示への取り組み

問 29. ホーム情報の開示状況	開示	70.8%
	準備中	29.2%
問 30. 開示に使用しているホーム情報 ※重複あり	重要事項説明書	93.8%
	情報開示一覧表	70.0%
	その他	5.0%
	未定	0.0%
問 31. 具体的な情報開示方法	自治体のHPに掲出	92.5%
	来訪者の閲覧	16.3%
	来訪者への交付	7.5%
	その他	3.8%
	未定	0.0%

※その他の内容

課の窓口に設置

県ホームページにおいて、一覧を一括表示している

○「開示準備中」とする自治体の問題意識

1	予算や人員が限られているため、開示の方法はホームページに重要事項説明書を掲載するに留めざるを得ない。
2	情報開示を徹底するのであれば、自治体毎に開示方法を判断し行うのではなく、全国で一律の情報を得られるよう、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムや介護サービス情報公表システムのような制度が必要だと思われる。
3	データ量が多いため、掲載方法に課題がある。
4	HP上にPDF等で開示を検討しているが、HPの容量不足の問題が考えられる。

⑦ 関係部局との連携

問 33. 関係部局との連携上の課題	ある	31.0%
	ない	69.0%

○関係部局との連携上の問題意識（問 34）

1	有料老人ホームに係る届出等を所管している部署と、サ高住の登録等を所管している部署が異なっており、指導監査や事故報告を含めた対応等や情報共有に係る適時性・即時性。
2	サ高住で問題が起きた時の対応連携
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待については、関係法令の規定では一義的には市町村が主体となって調査・指導を行うこととなっているが、実質的には施設所管課である県の当課が主導することが多い。 ・ 県外に居住していた生活保護の対象者が、従前住所地の市区から扶助を受けながら県内の有料老人ホーム等に入居している。この場合において、当該市区との連携がとりづらい。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法令に基づく防火管理者選任等について指導するにあたり、消防部局が当該施設を防火対象物として令別表の何に該当と判断するかの情報を得ることが必要。 ・ 保健所による小規模特定給食施設に対する指導状況を把握することが望ましい。
5	生保部局や消防、建築部局とは最近少しずつ協議の場を持つことができるようになったものの、（未届を含む）有料老人ホームへの指導は縦割りになっているのが現状である。
6	サービス付き高齢者向け住宅の場合、立入検査を住宅部局と合同で行うことを考えていたが、目的や手法が異なるため、時間や書類の省略化などの合同で行う効果が得られず、断念した。

○関係部局との具体的な連携方法の例（問 35）

1	疑問点については、関係部局に、その考え方、意見等を聴きながら進めている。 また、年度当初には、指導担当課と施設所管課が合同で、連携のあり方、法令の改正状況に関する情報等についての打合せ会を行っている。
2	関係部局と一緒に現地確認をしている。
3	住宅部局とは、日頃からサ高住における苦情等の情報共有を図るとともに、事業開始後6か月並びに3年経過した施設への立入検査を合同で実施している。 また、消防部局とは、施設内の消火設備や緊急時の対応について再度確認する旨を記載したリーフレットを配布し、引き続き安全性の確保に努めるよう連携を図っている。
4	定期的な担当者会議の開催等。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査部局、建築部局と一緒に定期的な実地指導（立入検査）を行う。 ・ 未届有料老人ホーム（疑いを含む）の情報を共有している。 ・ 生活保護担当部局と必要に応じて届出内容の情報を共有している。
6	福祉関連施設等における防災対策連絡会議を行い、消防局・福祉部局・建設部局間で連携した情報共有を行っている。
7	立入検査で把握した情報について、関係部局に伝えた方が良い情報があった場合は、情報共有している。

8	<p>高齢者虐待について、市町村が高齢者虐待防止法に基づき施設に立ち入りする際に、有料老人ホームの指導監督部局として、必要に応じて同行するなどの取り組みを行っている。</p> <p>有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、事故報告書等、指導監督部局へ情報提供し連携を図っている。</p>
---	--

⑧ その他、指導監督に関する意見

1	平成 27 年から、サービス付き高齢者向け住宅も有料老人ホームに該当することとなり、有料老人ホームの重要事項説明書も作成するように依頼しているが、なかなか進まない。サービス付き高齢者向け住宅の重要事項説明書である「別紙 5 登録事項等について」の説明と内容の重複があること、サ高住登録時の必須書類は膨大にあるが、有料の重要事項説明書は登録時の必須書類ではないこと、また二つの重要事項説明書を用いる説明は入居希望者への負担も大きいこと（使い勝手が悪い、現実的ではない）等が理由として考えられる。当市も含め二つの重要事項説明書を一体化したのもも作成し、使用するよう依頼している事業者もあるが、厚生労働省と国土交通省で協議の上、様式等を整理した方がいいのではないか。
2	設置者が自主点検するものがない。
3	幅広い分野の知識を必要とするため、職員の知識の習得に時間がかかる。
4	立入検査を計画的に実施するための人員が確保されていない。 立入検査等を実施した場合であっても、職員の経験値が乏しいため、十分な検査が実施されているか検証できない。
5	老人福祉法に基づく行政処分の基準が明確化されていないため、今後策定に向けた検討が必要。
6	指導監督の根拠となる指導指針に法的な拘束力がないため、その効果には限界がある。
7	・ 行政処分に至る流れが不透明 ・ 国の指導指針における重要事項説明書を市の指導指針にそのまま落とし込んでいるが、指定特定施設入居者生活介護事業者に対して監査部局が求める重要事項説明書に記載すべき事項とズレが生じている。 そのため、指導指針に則って作成された重要事項説明書であっても、指導監査で記載不備の指摘を受ける例が多発していることから、部門間での調整が必要である。
8	老人福祉法の改正により新設された事業停止命令について、仮に命令した場合でも事業者が従わず運営し続けることが起きてしまい、また、命令後の入居者の処遇についても検討する必要がある。
9	厚生労働省に、老人福祉法に基づく事業に制限又は停止を命じる場合についての模範となるようなフローチャート等を示していただきたい。
10	有料老人ホーム担当の職員（専属でない）が 1 名なので、立入検査を含め、十分な指導ができていないのか、不安がある。

(2) 自治体指導監督担当者意見交換会の開催

アンケート調査結果に基づき、さらに現在の課題を把握するため、全国5会場にて意見交換会を開催した。出席者には有料老人ホーム指導監督部局のほか、サービス付き高齢者向け住宅の所管部局からの参加も得た。

①開催概要

地域	日程	会場	出席者
福岡会場	H30. 11. 21(水)	TKP ガーデンシティ博多新幹線口	17名
東京会場	H30. 11. 27(火)	TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター	34名
名古屋会場	H30. 11. 30(金)	TKP 名駅東口カンファレンスセンター	12名
札幌会場	H30. 12. 4(火)	TKP 札幌ビジネスセンター	6名
大阪会場	H30. 12. 7(金)	TKP ガーデンシティ東梅田カンファレンスルーム	33名

②実施結果（主な意見の抜粋）

会場ごとに、厚生労働省からの行政説明の後、7つの検討テーマのうち3テーマを抽出し、意見交換を行った。以下は主な意見である。

テーマ1. 集団指導について

- 体制不足で集団指導を実施できない、とする自治体の存在。
- 未届ホームに参加を促し、届出につながっているという好事例がある。
- 県と市町村が合同開催し、事務の効率化を図っている事例。他方で、自治体単位の指針内容が異なるため困難とする意見あり。
- 不参加の事業者には立入検査を実施することとして参加を求めている。
- 集団指導のテーマと立入検査の調査項目を連動させている。

テーマ2. 立入検査について

- 住宅部局との連携がうまくいっている自治体とそうでない自治体がある。前者では、共同して要綱を作成・運用している。
- 集団指導の回数を増やす代わりに、立入検査を6年おきにしている。
- サ高住と有料老人ホームの重説様式を一本化してはどうか。
- 介護保険の実地指導と合わせて立入検査を行っている。
- 用語として、老人福祉法上の「立入検査」と指導指針の「立入調査」は同義か。

テーマ3. 指導監督上の取り組みについて

- 指導指針を厳しくすると、指針を遵守する事業者だけに負担が生じ、遵守しない事業者に対する不満が出る。
- 立入検査の際に自主点検表を提出してもらう半面、日常的な事業者の自己チェックにはつながっていない。
- 指導指針を守れない小規模事業者等に対応させるために、指導指針の二分化が必要である。

○改善命令を出すための処分基準がない。

テーマ4. 事故報告について

- 事故報告への対応では、再発防止策をどう講じているかがポイントとなる。
- 問題は、何か起きているのに報告しない事業者への対応である。
- 報告基準の明確化が課題となっている。
- 事故報告基準を詳細まで定める自治体が、報道では事故件数が多い自治体だ、とされてしまう。国の統一基準が必要。

テーマ5. 情報開示について

- 情報の公表方法の見直しを図っている。
- 公表する情報と、消費者が求めている情報にミスマッチがある。

テーマ6. 関係部局との連携について

- 連携が図られている自治体とそうでない自治体の差。
- 設置届の時点で建築・消防部局との合議で確認したり、合同で現地調査を行う取り組みがある。

テーマ7. 未届有料老人ホームへの対応について

- 基準を満たしていないので届出不要、と誤認する事業者がいる。
- 届出を勧奨しても応じない事業者がいる。
- 老福法施行規則の届出書類を簡素化してはどうか。
- 届出書類の作成支援まで行っている。
- 法律上の範囲として、未届有料老人ホームに立ち入りを拒否されても強行できるのか。
- 事業者との信頼関係を構築し、届出してもらおうようにしている。
- 「専ら高齢者を募集」しているか、広告表示では判断がつかない。
- 変則的な食事の提供など、ホームの判定がしにくい事例がある。
- ホームホスピス、DV被害者の女子寮、意図的に若者を入れているケース、などがある。
- 生保担当者が未届ホームでも紹介してしまう。
- 県の「未届週間」に広報で県民へ未届有料老人ホームの情報提供を呼び掛けている。
- 消防部局と連携して未届有料老人ホームを把握している。

③当日アンケート結果

◆問1. 今回の意見交換会の実施方法について（来年度以降の開催に向けた改善点）

「非常に有意義であり、来年度以降も開催してほしい。」というご意見が多かった。

開催方法については、特に、検討テーマについて事前に示し内部検討を行えるようにしてほしい、というご意見が非常に多かったほか、予算等の関係で早めに開催を案内してほしい、グルーピングを少人数にしてほしい、などのご意見が寄せられた。

◆問2. 今後意見交換したいテーマについて

今回のテーマであった「事業停止命令等の判断基準」「有料老人ホームの判定」「未届有料老人ホームへの対応」「サ高住への指導」等について継続してほしいとの意見が多かった。

※上記に関する個別意見

問1. 今回の意見交換会の実施方法について（来年度以降の開催に向けた改善点）

老人福祉法の明文化(要望含む)

特にありません。有意義でした。都道府県と市は分けてもいいかもしれません。

開催通知に意見交換内容をもっと具体的に記載していただければ、より適切な担当者を検討できます。

有意義でした。来年も参加したいです。

別グループでの意見交換について情報提供をしていただき良かった。

司会者がうまく調整してくれていた。

グループのテーマを事前に確認した方が課題の確認がしやすいと思います。他自治体の意見は非常に参考になりました。貴重な機会でした。ありがとうございます。

意見交換の時間をもう少し伸ばしていただけるとありがたいです。

事前に検討項目を挙げていただければ、もっと意見が出せたのではないのでしょうか。

もう少し少人数のグループで意見交換を行いたい。

大変参考となる意見が聞けて良かったです。

参加者名簿をいただければ後々の関係で役立てられると思います。

サ高住の項目については、自治体住宅部局に積極的に声をかけてほしい。

今回こういう機会を設けていただいて、他市でも同様の事例で悩まれていることが分かりました。次年度以降も実施していただき、そこで上がったテーマを有老協に調査していただき、厚労省に提言していただければ幸いです。

より多くの自治体の参加となるようご検討いただきたい。

実に有意義な内容だったと思います。特に他自治体の状況(特に地方と都市部)の違いを認識しました。できればもう少し時間を長くほしかったです。本日はありがとうございました。

意見交換会の場は非常に必要性が高いと考えるが、解決策が見つからず終わってしまう議題もあるため、後日フォローアップ等をいただけるとありがたい。

今回はパーテーションの関係で難しかったと思いますが、発言者側にもマイクがあるとより聞き取りやすかったかと思いました。

○人数もちょうど良い感じでした。
○事前に開催が分かっていたら予算等を取りやすいので、早めに日程を示してほしい。
○ホームへの指導に当たっては指導に困ることも多いので、このような意見交換会は大変役立ちます。次年度以降も引き続きお願いします。

問 2. 今後意見交換したいテーマについて
○有料に該当するサ高住の契約書 17 条の説明、有料重説の説明など資料が多く、入居者にも事業者にも理解が難しいという声を聞く。他府県の方の意見が聞けて大変参考になりました。ありがとうございました。
○未届ホームについて。財務諸表。事業停止命令について。
○立入検査や指導監督上の取り組み方法、未届有料老人ホームへの指導方法について。
○定期的な立入検査に要する時間。立入検査実施の順番(自己紹介→現場確認→書類確認→講評)。
○今回のテーマを継続してほしい。
○近年、ホームでの事故が多発しているが、立入検査で「こういうところが事故を生むので指導しています。」などといった事例発表の場を設けていただければと思います。
○本日は大変有意義でした。定期的に情報共有できる場があるといいと思います。
○福祉部局と住宅部局の連携についてのテーマの際は、他自治体の住宅部局の声を聞いてみたい。
○重説の点検をどこまでやっているか。
○行政処分例の共有等。
○立入検査方法のマニュアル。虐待事案・事故等への対応。
○重説の法令違反について、大きく分けて不交付と記載不備があるかと思いますが、報告事項(公表事項)のように、法定記載事項を明示していただいた方が指導根拠として明確になるため、業界の改善に資すると思います。
○入居者の高齢化によりやむをえずホームの対象になってしまう施設について、スプリンクラーが付けられない等の相談を受けた際、行政として補助金以外にどのようなアプローチをしてあげるのが良いか。また、悪質な事業者に対して事業停止命令を出すに当たり、全国的に基準の差異が出ないように国としての指針を示していただきたい。
○今回取り上げたテーマでの継続を希望。指針の方向性(厳しくするのか緩くするのか)。未届あるいは未届の疑いのある事例の共有。
○改善命令、事業停止命令に関する基準の明確化。
○指導指針など「あるべき姿」をどのくらいの強さで指導しているか、また、そうした指導をする際のテクニックについて細かく聞けるとありがたいです。
○立入検査での指導事項と判断基準。指導体制の確保。未届有料老人ホーム指導のポイント(実践事例)。
○効率的で効果的なホームの指導方法(少人数で指導するにあたっての工夫など)。

(3) 「有料老人ホーム指導監督の手引き」の作成

アンケート調査結果及び意見交換会の実施結果等を踏まえ、指導監督の基本的な考え方や各自治体の様々な取り組みを収載した「有料老人ホーム指導監督の手引き」を本委員会において作成した。

(内容については後掲。)

(4) 「有料老人ホーム指導実務向上セミナー」の開催

各自治体への「有料老人ホーム指導監督の手引き」の普及・啓発を図るため、厚生労働省からの行政説明を含むセミナーを開催した。

日 程	H31.3.15(金)13:30-17:00
会 場	TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町(東京都)
内 容	○主催者挨拶 ○行政説明 (厚生労働省老健局高齢者支援課) ○「有料老人ホーム指導監督の手引き」について (全国有料老人ホーム協会) ○主催者挨拶
出席者数	59自治体・91名

平成30年10月26日

各 都道府県
指定都市
中核市

有料老人ホーム指導監督部局 御中

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
有料老人ホーム指導監督調査研究委員会

「有料老人ホーム指導監督担当者意見交換会」開催のご案内

全国有料老人ホーム協会が今年度の厚生労働省補助金事業を得て、「有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する実態調査研究事業」を実施しています。

この事業では、有料老人ホームの届け出数が増加し、事業が多様化する環境において、都道府県等の指導監督における課題を整理することにより、入居者の保護を図りつつ、有料老人ホームの特徴を生かした運営を可能にするために必要な指導監督のあり方を検討することを目的としています。

そのため、本委員会を設置し、先般より各自治体向けにご協力をいただいているアンケート調査の実施や、「指導監督参考モデル」の作成などを行い、年度末にはこの周知のためのセミナー開催等を検討しております。

この調査の一環として、全国5ブロックにおいて意見交換会を開催し、アンケート調査結果を踏まえ各自治体における課題等について忌憚ないご意見をお聞かせいただきつつ、自治体間の意見交換等を行うことといたしました。

つきましては、業務ご多忙の中誠に恐縮ですが、5会場いずれかへのご出席を賜りたく、お願い申し上げます。お申し込みはサービス付き高齢者向け住宅のご担当者を加えて差し支えありません。

詳細は別紙の実施要領をご高覧いただき、福岡会場につきましては11月14日(水)までに、他の4会場につきましては開催日の2週間前までに、お申込書をFAXにて全国有料老人ホーム協会までお送りくださいますようお願いいたします。

以上

ご参考:委員名簿

	氏名	所属
委員長	町田 昭隆	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 課長代理
委員	神原 雄一	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険指導係 主事
〃	古賀 晃	大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 課長補佐
〃	佐藤 亮佑	札幌市保健福祉局 高齢保健福祉部介護保険課 施設指導係
〃	安松 重信	福岡市保健福祉局 高齢社会部介護保険課施設指導 係長

有料老人ホーム指導監督担当者意見交換会 実施要領

1. 日程・会場等(開催日順)

日 程	開催地	会 場	申込締切
11月21日(水)	福 岡	TKP ガーデンシティ新幹線博多口 3-B	11月14日(水)
11月27日(火)	東 京	TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター カンファレンスルーム7-F	11月13日(火)
11月30日(金)	名古屋	TKP 名古屋駅東口カンファレンスセンター カンファレンスルーム13-C	11月16日(金)
12月 4日(火)	札 幌	TKP 札幌ビジネスセンター カンファレンスルーム5-B	11月20日(火)
12月 7日(金)	大 阪	TKP ガーデンシティ東梅田 カンファレンスルーム7-A	11月23日(金)

2. 当日スケジュール(予定) ※全会場共通

時 間	内 容
13:30～	受 付
14:00	主催者挨拶
14:05～14:40	厚生労働省「老人福祉法・指導指針改正等について」
14:40～15:50	指導監督に関するヒアリング・意見交換
16:00	終了(予定)

※当日の事務局は、本委員会の委員、厚生労働省老健局高齢者支援課、全国有料老人ホーム協会、が務めます。

3. お申し込み方法

- 申込方法: 別紙申込書に所定事項をご記入のうえ、全国有料老人ホーム協会まで FAX にてお申し込みください。
- 申込対象: 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導監督等を担当する自治体職員です。
- 申込会場: 上記5か所のうち、どの会場にでもお申し込みが可能です。

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人全国有料老人ホーム協会事務局 福澤または松本まで

電話03-3272-3781

各
都道府県
指定都市
中核市

有料老人ホーム指導監督部局 御中

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
有料老人ホーム指導監督調査研究委員会

「有料老人ホーム指導実務向上セミナー」開催のご案内

全国有料老人ホーム協会では、今年度の厚生労働省補助金事業を得て、多様化している有料老人ホームに対する自治体における指導監督の在り方の検討を目的とした「有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する実態調査研究事業」を実施しています。

先般、この調査の一環として全国5ブロックにおいて意見交換会を開催し、各自治体における課題等についてご意見をいただき「指導監督の手引き」の作成を進めております。

つきましては、本手引きの周知啓発等を行うためのセミナーを開催いたしますので、業務ご多忙の中誠に恐縮ですが、セミナーへのご出席を賜りたく、お願い申し上げます。なお、本件はサービス付き高齢者向け住宅の所管部局にもご回覧賜りたく存じます。

記

1. 対象者：有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の指導監督等を担当する自治体職員
2. 日程・会場：平成31年3月15日（金）
TKPガーデンシティ PREMIUM 田町 『ホール4C』
（東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階）
3. 当日スケジュール（予定）



会場アクセス

時 間	内 容
13:00～	受 付
13:30	主催者挨拶
13:35～14:35	厚生労働省 行政説明
14:50～16:50	「指導監督の手引き」について
17:00	終了（予定）

4. お申し込み方法

別紙申込書に所定事項をご記入のうえ、3月8日（金）までに全国有料老人ホーム協会までFAXにてお申し込みください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人全国有料老人ホーム協会事務局 福澤または松本まで

電話：03-3272-3781